【江戸川区住まいの防犯対策補助金事業Q&A】

令和７年８月１日現在

	Q	A
1	申請者がオーナー（自身が住んでいない物件）について申請することはできるか。	居住している住まいに対する防犯対策を対象にしているため、申請できません。
2	１世帯で複数の防犯物品を購入・設置した場合、それぞれ補助の対象となるか。	複数の物品を購入・設置した場合は合算額に対し、補助上限額内で申請可能です。また、１世帯１回のみの申請となりますのでご注意ください。
3	二世帯住宅はそれぞれ申請が可能か。	申請は世帯ごととなりますので、申請可能です。
4	自宅と兼ねている店舗や事務所部分への設置は対象となるか。	原則対象外ですが、住宅部分への設置と認められる場合もあります。個別にご相談ください。
5	共同住宅のエントランスや自転車置き場に設置する場合は対象となるか。	個人宅向けの補助金となるので対象となりません。
6	共同住宅の窓や玄関などは共用部分にあたるが、これらに機器等を設置する場合は対象となるか。	専用使用権のついた共用部分とみなし、対象となります。ただし、所有者や管理者等と十分な調整を行ってください。
7	共同住宅の場合、管理者の同意が必要だが、「都営住宅」の場合、管理者が東京都となるがどうしたらよいか。	東京都住宅供給公社（JKK）から同意を得てください。
8	共同住宅での管理者の同意書は何を提出すればよいか。	様式第６、７号の承諾書（または賃貸の共同住宅の場合、賃貸借契約に基づく内装変更許可（都営住宅の場合は「模様替え届」）の提出をお願いします。
9	業者等が代理で申請する場合に気を付けることはあるか。	委任状の提出が必要なります。また「委任者」「領収書の宛先」「振込口座名義人」が同一である必要があります。
10	防犯カメラやカメラ付きインターホンなどの設置に伴う工事費用は対象となるか。	補助上限額の範囲内で対象となります。
11	対象外の品目を教えてほしい。	対象外の品目例は下記のとおりです。 ・防犯ブザー、催涙スプレー、護身用グッズ等の携行品 ・自動通話録音機などの侵入盗対策でない物品 ・まきびし、木刀などの武器 また、リース代やレンタル代、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなど毎月の支払いが生じるもの、移設・撤去費・配送料は対象になりません。
12	別表以外に対象となるものを教えてほしい。	別表以外の対象物品例は下記のとおりです。なお、雨戸やシャッターを交換する場合の撤去費は対象となりません。 ・雨戸 ・シャッター ・ダミーカメラ ・サムターンカバー ・ロックカバー ・ガードプレート ・ガラス破壊センサー ・「防犯カメラ作動中」などの防犯シール
13	リース代は対象とならないが、初回の設置費は対象となるか。	リース契約は「借りている」状態にあたることから、設置費用のみの申請でも対象外となります。
14	フリマアプリや個人間売買で購入した物品は対象となるか。	対象外です。
15	フリマアプリ内で店舗が出品している物品を購入した場合は対象となるか。	対象外です。
16	設置費用のみの申請は対象となるか。	対象外です。
17	設置費のみの申請は対象となるか。	対象外です。
18	自分で設置を行った場合の部材・材料（配線や延長コードなど）は対象となるか。	対象外です。
19	防犯カメラ設置の際にSDカードや電池を併せて購入した場合は対象となるか。	必要最低限の範囲内で購入した場合対象となります。
20	新築住宅に付随する防犯機器等は対象となるか。	新築物件全体としての領収書（契約書）の発行が見込まれるため原則対象外です。なお、機器の購入・設置のみの領収書が発行され、補助対象経費として判別
21	対象品目に悩んだ場合はどうすればよいか。	地域防犯防災課防犯防災係にお問い合わせください。
22	基準日は購入した日になるのか、設置した日になるのか。	領収書の日付を基準とします。
23	購入時にポイント利用をした場合、対象経費はどう考えたらよいか。	利用ポイント分を割り引いた金額を対象経費とします。
24	クレジットカード、電子マネー、QRコード決済での支払いは対象となるか。	対象となります。なお、クレジットカード等で決済時に付与されるポイントは減額対象外です。